

青森市ホームページ管理システム

サービス利用要求仕様書

青森市

目次

| | | |
|-----|------------------|-------|
| 1 | 業務概要 | - 2 - |
| (1) | 件名 | - 2 - |
| (2) | 業務目的 | - 2 - |
| (3) | リニューアルの方向性 | - 2 - |
| (4) | 業務内容 | - 3 - |
| (5) | 現行のホームページの状況 | - 3 - |
| (6) | 契約期間及びスケジュール | - 4 - |
| 2 | システムの提供方法・動作環境 | - 4 - |
| (1) | サーバ要件 | - 4 - |
| (2) | サーバの稼働について | - 4 - |
| (3) | セキュリティ対策について | - 4 - |
| 3 | ホームページの機能 | - 5 - |
| (1) | CMS の機能について | - 5 - |
| (2) | メールマガジン機能について | - 5 - |
| (3) | J-ALERT 連携について | - 5 - |
| 4 | ホームページのデザイン | - 5 - |
| (1) | デザイン設計について | - 5 - |
| (2) | デザインの管理・変更について | - 7 - |
| 5 | データ移行 | - 7 - |
| (1) | 移行対象 | - 7 - |
| (2) | 移行計画の作成及び管理 | - 8 - |
| (3) | 移行の実施 | - 8 - |
| (4) | 移行後の対応 | - 8 - |
| 6 | アクセシビリティ対応 | - 8 - |
| (1) | アクセシビリティ方針の作成 | - 8 - |
| (2) | アクセシビリティ試験の実施 | - 8 - |
| 7 | 運用支援・ヘルプデスク業務の実施 | - 9 - |
| (1) | 運用支援 | - 9 - |
| (2) | ヘルプデスク | - 9 - |
| (3) | 運用管理体制 | - 9 - |
| 8 | その他留意事項 | - 9 - |

1 業務概要

(1) 件名

青森市ホームページ管理システムサービス利用契約

(2) 業務目的

市ホームページは、前回のリニューアルから 9 年が経過しており、スマートフォンの普及や SNS の利用拡大など閲覧者の利用環境も変化している中、多様なニーズやアクセシビリティへの対応を求められている。

そこで、市ホームページの機能及びデザインのリニューアルを行うことで閲覧者の利便性を高めるとともに、最新のコンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」という。）の導入を通じて、より効果的、合理的なホームページ管理を行う環境を整備することを目的とする。

(3) リニューアルの方向性

ア 「スマホファースト」なホームページ

現在の市ホームページは、スマートフォンからのアクセスが 8 割程度を占めている一方、トップページに 3 カラムレイアウトを採用するなど、スマートフォンから閲覧しやすいデザインとは言い難い。

そこで、閲覧者の多様な環境（端末の種別やモニタサイズ、ウインドウサイズ）に対応できるレスポンシブデザインを採用するとともに、小型の端末でも操作しやすいようなページデザインの工夫や、ページ編集時のスマホプレビュー機能の強化等により、スマートフォンからの見やすさを向上すること。

イ 必要な手順がすぐ分かるホームページ

近年、マイナポータルをはじめとする電子申請が推進され、本市でも電子申請サービス※を導入していることを踏まえ、ライフイベントごとに必要な手順をホームページ上でナビゲートできる「手順ナビゲーション」機能（仮称）の導入や、電子申請サービスをはじめとする外部のウェブサービスへ効果的な誘導を行うこと。

※青森市電子申請サービス

https://apply.e-tumo.jp/city-aomori-aomori-u/offer/offerList_initDisplay

ウ 情報を見つけやすいホームページ

災害発生時などの緊急時にも、サーバ負荷を考慮しながら迅速に情報を提供できること。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）との自動連携や、SNS のタイムライン（X、Instagram、Facebook）、YouTube 動画の埋め込み等により、CMS に

よるページ更新以外にも多様かつ迅速な情報発信を行えること。

(4) 業務内容

1 (3) リニューアルの方向性を踏まえた機能及びデザインのリニューアルを行うとともに、CMS を利用して職員がホームページを管理できる環境を構築すること。また、これらに必要な以下の項目を行うこと。

- ア 要求を満たす CMS の導入・環境整備
- イ ページデザインや機能のリニューアル
- ウ 既存データの移行
- エ ウェブアクセシビリティ対応
- オ 操作マニュアルの作成
- カ 職員向けの操作研修
- キ 運用サポート・システム保守
- ク 青森市メールマガジンの運用管理・保守

(5) 現行のホームページの状況

ア ウェブページ規模

- ・公開ページ数 約 6,500 ページ
- ・CMS 管理コンテンツ容量 約 15,000MB (HTML、PDF、画像等の合計)
- ・CMS 管理外コンテンツ容量 約 1,600MB

イ アクセス数

- ・平均月間ページビュー数 約 1,065,000 件 (令和 4 年度)

ウ CMS 管理対象ページ

- ・青森市 HP
<http://www.city.aomori.aomori.jp/>
- ・青森市企業局交通部 HP
<http://www.city.aomori.aomori.jp/koutsu/top.html>
- ・青森市企業局水道部 HP
<http://www.city.aomori.aomori.jp/suido/top.html>
- ・青森市民病院 HP
<http://www.city.aomori.aomori.jp/byouin/top.html>
- ・青森市議会 HP (ただし、会議録検索及び議会中継を除く。)
<http://www.city.aomori.aomori.jp/gikai/top.html>
- ・青森地域広域消防事務組合 HP
<http://www.city.aomori.aomori.jp/kouiki/syoubou/top.html>

(6) 契約期間及びスケジュール

ア 契約期間

契約締結日から令和 12 年 1 月 31 日（木）まで

イ リニューアルサイト公開期間

令和 7 年 2 月 1 日（土）から令和 12 年 1 月 31 日（木）まで（5 か年間）
ただし、公開開始時刻は双方協議の上決定する。

ウ リニューアルに向けたスケジュール

デザイン及び機能に関する市と受託者との協議、データの移行、テスト環境の稼働及び職員向けの操作研修等にかかる時間を考慮しながら、週単位のスケジュールを作成し提案すること。詳細は、契約締結後に双方協議の上決定する。

2 システムの提供方法・動作環境

(1) サーバ要件

Web 公開用サーバ及び CMS 用サーバは、信頼性の高い庁外のデータセンターに設置するクラウド方式とし、運用期間中のコンテンツ数やアクセス数の増加に耐えうる十分な容量を確保すること。

CMS は庁内のクライアント PC の仮想ブラウザシステムサービスからインターネット経由で利用することとし、LGWAN 経由でアクセスする方式は認めない。

(2) サーバの稼働について

Web 公開用サーバは 24 時間 365 日の稼働を原則とするが、メンテナンス作業などを除き、何らかの原因により CMS 用サーバのサービスが停止する場合には、別途協議する方法にてサービスの利用に支障のないようにすること。

(3) セキュリティ対策について

外部からのアタック等不正なアクセス、内部からの不正な操作、またウィルス感染等について、十分なセキュリティ対策及び情報漏えい対策を施し、かつそのセキュリティ効果が劣化しないよう最新の対策を行った上で保守業務を行うこと。

また、サイト内の全ページにおいて常時 SSL 暗号化通信に対応することとし、サーバ証明書の更新手続は受託者が行うこと。証明書の利用に係る費用も見積金額に含めること。

Web 公開用サーバの接続は青森県セキュリティクラウドを経由した接続とし、必要な通信機器の設定、接続試験等を受託者が行うこと。設定、接続試験等に係る

費用も見積金額に含めること。

3 ホームページの機能

(1) CMS の機能について

導入する CMS は開発ベンダーによるサポートが確立されており、地方公共団体において稼働実績を持つものであること。

その他具体的な要件に関しては別紙「CMS 機能要件一覧」のとおりとする。

特に、必須機能として、ライフイベントごとに必要な手続をホームページ上でナビゲートできる「手続ナビゲーション」機能（仮称）を新たに導入するとともに、イベントカレンダー機能、「市民の声」*機能（応募及び検索機能）及び音声読み上げ機能（CMS 機能ではなく外部サービスの埋め込みも可）は現行のホームページと同等の機能を実装すること。

※市民の声ご意見応募フォーム

<https://www.city.aomori.aomori.jp/inquiry/entry/agree>

※市民の声検索

<https://www.city.aomori.aomori.jp/inquiry/search>

(2) メールマガジン機能について

定時配信及び手動配信が可能なメール配信サービスを利用できるよう、ユーザーデータの移行や必要な設定を行うこと。

メール配信サービスは、市内のクライアント PC の仮想ブラウザシステムサービスからインターネット経由で利用できるサービスであれば、CMS と別のサービスでも可とするが、市ホームページからバックナンバーを簡易に閲覧できる仕組みとすること（CMS 管理外ページでも可）。サービスの利用に係る費用も見積金額に含めること。なお、現行は「ブラストメール (blastmail)」を使用しており、登録者数は約 4,000 名（上限 10,000 名）である。

(3) J-ALERT 連携について

全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって受信した情報を、閲覧者にとって分かりやすく加工し、ホームページ上に自動で掲載できること。

4 ホームページのデザイン

(1) デザイン設計について

現行のホームページの問題点や不足点を分析・整理した上で、次のページについて、最適と考えるデザインをそれぞれ複数案作成すること。デザインの設計に当たっては、同じ CMS を採用している他の地方公共団体の事例だけでなく、民間

企業等を含めた幅広い事例を参考に、情報の探しやすさの観点から閲覧者の利便性を最優先に設計し提案すること。デザインは提案を基に双方協議の上で決定する。

ア 入口ページ

トップページや市が指定する外部サイト等へ遷移できる入り口ページを作成すること。青森市のホームページであることが一目で伝わるデザインとし、Google サイト内検索や市 SNS へのリンク、広告表示スペースを設けること。

現行のトップページは、スマートフォン等のモバイル端末よりもパソコンからのアクセス割合が高いことを踏まえ、横長のモニタでの閲覧も想定したデザインとすること。

イ トップページ

分野・カテゴリや重要性の高い個別ページ、外部サイト等へ遷移できるトップページを作成すること。分野・カテゴリの遷移に当たっては、ドロップダウンメニュー等の採用により、可能な限り複数階層の分野・カテゴリを展開し一覧できるようにするなど、目的の個別ページまでの遷移回数を減らして閲覧性を高めること。

ピクトグラムを使用したアイコンを用いて文字によるリンクを極力控える等、スマートフォン等の小型の端末でも操作しやすいデザインとすること。

ウ 災害時用トップページ

災害時用トップページを別途作成し、切り替えられる機能を有すること。災害時用トップページに切り替えた場合は入口ページを非表示にできるなど、スムーズな情報提供ができること。

エ 分野・カテゴリページ

当該分野・カテゴリに属する下位の分野・カテゴリや個別ページを一覧し遷移できるページをデザインすること。ドロップダウンメニュー等の採用により、可能な限り複数階層の分野・カテゴリを展開し一覧できるようにするなど、目的の個別ページまでの遷移回数を減らして閲覧性を高めること。

オ 個別ページ

用途に応じた複数のテンプレートを新規に作成すること。A4 縦型で印刷した際に、横幅で文字や画像が切れることがないようにすること。

(2) デザインの管理・変更について

デザインの作成に必要な画像、アイコン等は全て受託者が用意することとし、使用する著作物について適切に著作権の管理がされていること。ただし、市が保有している画像等も活用できるものとする。

CMS 上で編集できない領域も含めた全てのページのデザインについて、軽微な追加・修正・削除（リンク先の変更、アイコンや画像の追加、差し替え、削除等）は保守業務内で対応することとし、保守費用に含めること。

5 データ移行

(1) 移行対象

1 (5) ウに示す CMS 管理コンテンツと次の CMS 管理外コンテンツを対象とする。ただし、CMS 管理コンテンツのうちフィーチャーフォン向けサイト「青森市公式携帯サイト 青森市 mini」は移行しないこととし、その他の対象ページについては市と協議の上決定すること。なお、市から CMS 管理コンテンツの移行対象データの提供は行わないため、受託者において現公開ホームページから取得すること（添付されている画像・文書ファイル等も含む。）。

【CMS 管理外コンテンツ一覧】

- ・青森市例規類集

http://www.city.aomori.aomori.jp/reiki/reiki_menu.html

- ・病院指標の公開

<http://www.city.aomori.aomori.jp/byoin-somu/byoin-shihyo.html> 内

- ・あおもり今・昔

<http://www.city.aomori.aomori.jp/aomoriayumi/>

- ・なみおか今・昔

<http://www.city.aomori.aomori.jp/namiokaoyumi/>

- ・まんが伝記

<http://www.city.aomori.aomori.jp/somu/shiseijouhou/aomorishi-konnamati/meiyoshimin-shimineiyoshou/01.html> 内

- ・バーチャルねぶた祭体験

<http://www.city.aomori.aomori.jp/nebuta-vr/>

- ・一般市民向け応急手当 WEB 講習

<http://www.city.aomori.aomori.jp/e-learning/>

※ CMS 管理外コンテンツのうち、「青森市例規類集」及び「病院指標の公開」は、年数回程度更新があることから、市又は受託者から FTP によりアップロ

ードやダウンロードが可能であること。

(2) 移行計画の作成及び管理

スケジュール、市と受託者の役割分担、移行完了時の検証等を定めたデータ移行計画書及び移行する全コンテンツをリスト化した移行管理表(Excel データ)を作成すること。

(3) 移行の実施

データ移行計画書に基づき、移行管理表を用いて作業状況を市と共有しながら進めること。

移行に当たっては、単なる移し替えではなく、JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェアおよびサービス—第3部：ウェブコンテンツ」(以下「JIS X 8341-3:2016」という。)やユーザビリティの観点から、改善の必要があると考える場合は、移行管理表を用いて市と協議すること。なお、JIS X 8341-3:2016 が改正された場合は、改正後の規格に基づくこと。

移行期間中に発生した差分についても、確実に移行するよう適切に管理すること。サイト構造の見直し等に伴い URL が変更となるページについては、市と協議の上、必要に応じてリダイレクト等の対応を行うこと。

(4) 移行後の対応

各閲覧環境において適切に表示されるかどうかを全ての移行コンテンツに対して確認し、必要に応じて修正対応すること。市が不具合を発見した場合においても、受託者において修正対応を行うこと。

6 アクセシビリティ対応

(1) アクセシビリティ方針の作成

JIS X 8341-3:2016 の「等級AA」に準拠することとし、アクセシビリティ方針を令和7年1月31日(金)までに作成すること。

対象範囲は令和7年2月1日(土)に公開する全てのCMS管理コンテンツとする。ただし、ブラウザの拡張機能等を必要とするコンテンツ(PDFファイル、動画等)は対象外とする。

(2) アクセシビリティ試験の実施

ウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づく試験を実施すること。試験の方法及び対象については、市と協議の上決定すること。なお、JIS X 8341-3:2016 が改正された場合は、改正後の規

格に基づくこと。

試験初回は、データ移行完了から令和 7 年 1 月 31 日（金）までの間に実施し、ホームページ公開日に結果を公開すること。以降は毎年度 1 回ずつ同試験を実施し、試験結果を公開することとし、試験の実施費用については保守費用に含めること。

7 運用支援・ヘルプデスク業務の実施

(1) 運用支援

システム操作マニュアルを作成し、任意に編集できる様式（Word、Excel、PowerPoint）の電子データで納品すること。また、マニュアルを用いて職員向け操作研修を行うこと。研修においては、作成から承認、公開までの基本的な操作に加え、ウェブアクセシビリティの向上を図るための内容を含むこと。

実施回数は編集者と承認者の各 1 回を想定しているが、実施時期や方法については協議の上決定する。

(2) ヘルプデスク

導入後の技術的問合せに対応すること。なお、問合せは管理者を窓口として行うものとする。また、対応時間については、平日（月～金）9 時～17 時までとし、年末年始（12/29～1/3）や休日を除く。さらに、電子メール等での問合せについては 24 時間受付を行い、対応時間外に受け付けたメールの対応は翌営業日の対応時間内に実施すること。

(3) 運用管理体制

本業務を実施するために必要な作業体制を構築すること。

8 その他留意事項

- (1) Web コンテンツの作成に関する一切の著作権は青森市に属するものとする。ただし、OS・ミドルウェア・CMS 等のパッケージは含まない。
- (2) 業務上知りえた情報については、業務履行中・完了後に関わらず他に漏らしてはならず、守秘することを求める。
- (3) 本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合やより優れた代替案を受託者が発案した場合、双方協議の上決定する。